

(別紙2)

少年保護事件と少年審判手続

家庭裁判所における非行少年の事件を**少年保護事件**といいます。

家庭裁判所は、非行があるとされる少年について非行事実の有無を確定し、非行のある少年に対して、その性格、環境の問題点に応じて、少年院送致等の保護処分かその他の処分かを選択します。家庭裁判所がこの事件を扱う手続を**少年審判手続**又は**少年保護事件手続**といいます。

審判の対象となる少年

審判の対象となるのは、

- 1 審判の時に20歳未満の
- 2 非行のある少年

非行のある少年は、次の三つに分けられます。

(1) 犯罪少年

罪を犯した少年

(2) 触法少年

刑罰の定めのある法令に触れる行為をしたが、行為の時に14歳未満であるため、「罪を犯した」ことにならない少年

(3) ぐ犯少年

保護者の正当な監督に服しない、正当な理由がないのに家庭に寄り付かない、いかがわしい場所に入出入りするなどという一定の事由（「ぐ犯事由」といいます。）があり、その性格や環境から見て、将来罪を犯すおそれ（「ぐ犯性」といいます。）がある少年

少年審判の目的

少年審判の目的は、刑事裁判と異なり、罪を犯した者を非難し、罰することではなく、少年の非行性を取り除き、将来の犯罪を防ぐことにあります。

したがって、少年が罪を犯す危険性の強い状況にある以上、まだ罪を犯していない少年も、非行防止のための措置を講じる必要があり、審判の対象となるのです。

少年審判の特色

- 1 教育主義
- 2 個別処遇
- 3 職権主義

少年審判の特色（教育主義）

非行のある少年について、教育的手段によってその非行性を矯正し、更生を図ることを目的としており、このような教育的な手段によって処遇することができないか、それが適当でないときに限って刑罰が科せられます。

- 1 少年は、精神的に未熟、不安定で、環境の影響を受けやすく、非行があったときでも、必ずしも深い犯罪性を持たない者が多く、成人と同様に非難し、その責任を追及することは適当ではありません。
- 2 少年は、たとえ罪を犯したときでも、人格の発達途上にあるものとして、成人に比べれば、なお豊かな教育可能性を持っており、指導や教育により更生させることができるのにそれを行わず、前科のらく印を押してしまうことは、本人の将来のためばかりでなく、社会にとっても得策ではありません。
- 3 少年法では、すべての事件を家庭裁判所に送り（「全件送致」といいます。）、家庭裁判所において保護処分、刑事処分が必要かどうかを判断することになっていますが、これも教育主義の表れといわれています。

少年審判の特色（個別処遇）

少年の非行の原因は様々であり，少年の性格，環境の問題点も多岐にわたります。これに対処して少年の非行性を取り除き，その更生を図るには，個々のケースの特性に応じた処遇を行うことが必要になります。

この処遇の個別化を実現するためには，少年の非行の原因を探り出し，その性格，環境の問題点を明らかにしなければなりません。そのために，専門的調査機構として，少年に関する社会調査を行う家庭裁判所調査官，少年の心身の鑑別を担当する少年鑑別所が設けられています。

そして，明らかになった様々な問題点に適切な措置をとるために，3種類の保護処分（少年院送致，児童自立支援施設又は児童養護施設送致，保護観察）や児童福祉法上の措置のほか，試験観察その他様々な中間的な教育的な措置があります。

このような教育的手段によって処遇することができないか，適当でない犯罪少年については，刑事処分にゆだねる道が開かれています。

少年審判の特色（職権主義）

少年審判は、厳粛さのうちに和やかさをたたえた、関係者の協力の下に行われる審問的手続です。刑事裁判のような対立当事者（検察官と被告人）を持たない手続であり、裁判官が主宰して職権的に進められます。多くは1人の裁判官により行われますが、非行事実が激しく争われる重大事案などにおいては、3人の裁判官の合議体による審判が行われることもあります。

少年審判手続においてこのような職権主義構造がとられているのは、次の理由によるものといわれています。

- 1 少年審判の目的が、少年を非難し、その責任を追及することではなく、少年の社会復帰を図ることにあることから、家庭裁判所を中心にして、各関係者が少年の健全な育成のために協力し合う手続が適切であること。
- 2 少年の非行性を明らかにするために専門的機関によって行われる科学的調査については、職権的な手続の下における方が正確な判断が得られるといわれていること。
- 3 審判期日における審理それ自体に教育的な意味を持たせるためには、関係者の協力の下に、裁判官が直接少年に語り掛け、処遇方針についての理解と納得をさせ、その実現に向けて少年の努力と関係人の協力を促すことができる非形式的審問構造の方がふさわしいとされること。

少年審判手続に関与する者

少年審判手続には、裁判官、裁判所書記官、少年のほかに、保護者、付添人、家庭裁判所調査官、保護観察官、保護司、法務教官、教員などいずれも少年の教育、更生の目的に対して協力関係に立つ関係者が加わります。

また、一定の重大事件について、非行事実を認定するため必要があると家庭裁判所が認めたときは、検察官が関与することがあります。そして、検察官が関与する場合に、少年に弁護士である付添人がいないときは、家庭裁判所は、職権で付添人を選任しなければならないとされています。

※ 検察官が関与するのは、故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪、死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪に係る事件で、非行事実を認定するために家庭裁判所が必要があると認めたものです。

なお、被害者は、裁判官が認めたときには、審判期日等においてその気持ちや少年の処分についての意見を述べることができます。

○ 付添人

付添人は、刑事裁判の弁護人と異なり、第一次的には、少年審判手続の目的が適正に実現されるため、裁判所に対する協力者となりますが、少年の権利の擁護者、代弁者としての弁護人的性格も持っています。

○ 検察官

検察官は、審判手続に関与するときであっても、刑事裁判での検察官とは異なり、あくまで家庭裁判所の手続主宰権に服しながら、審判の協力者として手続に関与することになります。

家庭裁判所の手続

家庭裁判所では、原則として次のような手続をとり、少年に対する処分を決めることとなります。

1 調査

家庭裁判所調査官が、少年及び保護者に面接するなどして、非行の原因、少年の性格や成長の過程、日ごろの行い、家庭、学校、職場、友人関係などについて調査を行います。

2 観護措置

家庭裁判所が審判を行うため、少年の心情の安定を図りながら心身の鑑別を行うとともに、その身柄を保全するための方法です。

少年は4週間を限度として少年鑑別所に収容され、その間に少年鑑別所において少年の心身の状態を調べます。

この収容期間については、4週間を超えて、8週間まで更新されることがあります。

※ 収容期間を8週間まで更新することができるのは、犯罪少年に係る死刑、懲役又は禁錮に当たる罪の事件で、その非行事実の認定に関し、証人尋問、鑑定若しくは検証を行うことを決定し、又はこれを行ったものです。

3 審判

裁判官が、調査の結果と少年鑑別所の鑑別結果を検討した上、審判を行う必要があると認めるときは、審判の開始決定を行います（審判を開くまでの必要性はないと認められるようなときには、審判を開かずに審判不開始の決定を行います。）。

審判では、少年に非行があったのかどうか、また、少年の性格、環境などに問題がないかどうかについて、少年及び保護者の言い分を十分に聴いた上で、裁判官が少年に対する処分を決定します。

家庭裁判所が行う処分等

家庭裁判所が行う処分等には、次のようなものがあります。このうちの2から4までのものが「**保護処分**」といわれるものです。

1 審判不開始

少年に非行がないときや、非行があっても審判を行う必要がないときに行われる決定です。

2 保護観察

少年が、通常の世界生活を続けながら、保護観察所の指導を受けるものです。

3 児童自立支援施設又は児童養護施設送致

少年をこれらの施設に入所させて、指導や教育を行うものです。

4 少年院送致

少年を少年院に収容して、矯正教育を行うものです。

5 検察官送致

少年に対して成人と同様の手続による刑事裁判を受けさせるために、事件を検察官に送るものです。

6 知事又は児童相談所長送致

少年を児童福祉法による措置にゆだねるために児童福祉機関に送るものです。

7 不処分

審判の結果、少年に非行がないときや、非行があっても、2から5までの処分をするまでもないときに行われる決定です（「審判の結果」という点が1の審判不開始と異なるところです。）。

8 試験観察

2から7までの処分を決めるために、一定期間、少年の行動や生活の様子を観察するもので、「中間処分」と呼ばれています。少年を民間の施設等に預けて、補導してもらうこともあります（「**補導委託**」といいます。）。

審判不開始，不処分の内容

1 審判不開始

① 保護的措置

調査段階において「保護的措置」がされた結果，再非行のおそれがないと認められる場合

② 別件保護中

別件において何らかの継続的な保護措置がされていて，そちらにゆだねるのが相当と認められる場合

③ 事案軽微

事案が軽微で，警察段階等で適切な措置がされたことにより，要保護性が解消し，再非行のおそれがないと認められる場合

④ 非行なし

当該行為が非行とならない場合や証拠上非行事実が存在する蓋然性が認められない場合

⑤ 所在不明等

少年の所在不明等により調査ができない場合

⑥ その他

少年の死亡，送致，通告手続の法令違反など主として審判条件が欠けている場合

2 不処分

① 保護的措置

調査，審判の過程において「保護的措置」がされた結果，要保護性が解消したと認められる場合

② 別件保護中

別件において何らかの継続的な保護措置がされていて，そちらにゆだねるのが相当と認められる場合

④ 非行なし

非行事実が認められない場合

⑤ 所在不明等

少年の所在不明等により調査，審判ができない場合

⑥ その他

少年の死亡，送致，通告手続の法令違反など主として審判条件が欠けている場合
なお，審判不開始の場合の「③ 事案軽微」については，審判がされている以上，事案軽微を理由に「不処分」とすることはない。

被害者への配慮

少年審判が非公開であることもあって、これまで被害者から少年審判で何が行われたのか分かりにくいという意見がありました。

そこで、次のような制度が平成13年4月から導入されました（これらの制度は、被害者本人だけでなく、一定の範囲の親族も利用することができます。）。

1 少年保護事件記録の閲覧、謄写

被害者が、少年やその保護者に対して損害賠償を請求したり、保険金を請求するため必要があるときなどに利用することができます。ただし、関係者のプライバシーにかかわる部分については、閲覧や謄写をすることはできません。

2 意見の陳述

被害者の気持ちや少年の処分についての意見を家庭裁判所に述べるものです。これには、審判期日に裁判官に意見を述べるもの、審判期日以外の機会に裁判官や家庭裁判所調査官に意見を述べるものがあります。具体的な方法は、事件の性質や被害者の意向などを考慮して、裁判官が決めます。

3 審判結果等の通知

少年に対する終局決定があったときに、少年等の氏名や住居、決定の内容や理由の要旨の通知を求めるものです。